

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大山町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

大山町長

## 公表日

令和7年9月1日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	・新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第126号 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 表153項 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号、 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第27条、第28条、第155条、第156条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大山町役場健康推進課 鳥取県西伯郡大山町御来屋467番地 電話0859(54)5206
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大山町役場健康推進課 鳥取県西伯郡大山町御来屋467番地 電話0859(54)5206
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 1,000人未満(任意実施)</li><li>2) 1,000人以上1万人未満</li><li>3) 1万人以上10万人未満</li><li>4) 10万人以上30万人未満</li><li>5) 30万人以上</li></ul>
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 500人以上</li><li>2) 500人未満</li></ul>
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 発生あり</li><li>2) 発生なし</li></ul>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・マイナンバー確認の際は提供を受けたマイナンバーのみで真正性確認を行う。 ・マイナンバー関連の書類の処理の際は二重チェックを行う。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 ]	[ <input type="checkbox"/> 内部監査 ]	[ <input type="checkbox"/> 外部監査 ]
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策		[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]
	<選択肢>	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は、アクセス権限の適切な管理を行っている。さらに、端末ログイン時にパスワード及びログオンカードの二要素認証を行っており、システムログイン時にはパスワードによる認証を行っていること等から不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。
-------	--	--

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署②所属長	住民生活課 住民生活課長 森田典子	住民課 住民課長	事後	重要な変更にあたらない (様式変更に伴う変更)
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和1年6月21日	IVリスク対策		基礎項目評価書の記載のとおり	事後	重要な変更にあたらない。 (様式変更に伴う追記)
令和2年5月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 項番 26,30,74,75,87	【特定個人情報の提供】 番号法第19条第7号及び別表第二 26、30、 87の項 【特定個人情報の照会】 番号法第19条第7号及び別表第二 74、75 の項	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年5月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年5月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 項番93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	番号法第9条第1項、別表第126号 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 表153項  ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号、 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第27条、第28条、第155条、第156条	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康対策課	健康推進課	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①所属長の役職名	健康対策課長	健康推進課長	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	大山町役場総務課 鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地 電話0859(54)3111	大山町役場健康推進課 鳥取県西伯郡大山町御来屋467番地 電話0859(54)5206	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大山町役場総務課 鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地 電話0859(54)3111	大山町役場健康推進課 鳥取県西伯郡大山町御来屋467番地 電話0859(54)5206	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		基礎項目評価書の記載のとおり	事後	評価の再実施によるもの (様式変更に伴う追記)
令和7年9月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		基礎項目評価書の記載のとおり	事後	評価の再実施によるもの (様式変更に伴う追記)